

覚 書 (案)

厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部長 岩谷 力(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)との間に締結した平成23年 月 日付の契約(以下「原契約」という。)に附帯して、次のとおり約定する。

1 第1条関係

- (1) 職員食堂の経営に関する材料、器具等の仕入れ、その他この職員食堂を経営するために行う商取引は、一切乙自らの名義においてこれを行うものとし、甲の名義を使用し、又はその名を冠用しないこと。
- (2) 仕入れ代金の支払い、その他対外関係においては、甲の信用を損なうようなことをしないこと。
- (3) 職員食堂を経営するにあたり、保健所から営業許可を取得し、営業許可書の写しを甲に提出すること。

2 第3条関係

設備等は、別紙図面のとおりとする。

3 第7条関係

- (1) 営業日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休暇の日以外の日とする。なお、甲が特別に指示する場合は、この限りではない。
- (2) 営業時間は、下記のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、甲、乙協議のうえ、休業を取りやめ又は営業時間を延長し若しくは短縮することができる。
【食 事】平 日 11時30分～15時00分
17時00分～18時00分
【喫 茶】平 日 11時30分～15時00分
- (3) サービスは、セルフサービスとする。なお、個人で配膳・下げ膳ができない障害者については、テーブルまでの配膳等のサービスを行うこと。
- (4) 会議用等の出前は、原則として正午から午後1時までを除き、営業時間内は随時行うものとする。
- (5) 衛生管理について、調理室等は常に清潔な状態を保ち、職務従事者を対象に毎月1回以上(6月から10月の期間は2回以上)、検便による病原性大腸菌O-157を含む細菌検査を定期的に行い、その結果をセンターへ速やかに提出すること。

4 第8条関係

- (1) 乙は、職員食堂に勤務する職員の健康状態に常に留意し、伝染病罹病の場合はもとよりその疑いのある場合、又は甲の指示を受けた場合は、これを就業させないこと。
- (2) 乙は、職員食堂に勤務する職員に対し、毎年1回以上の定期の健康診断を受けさせ、その結果を甲に報告しなければならない。ただし、これらに要する費用は、乙の負担とすること。
- (3) 乙は、乙の従業員を職員食堂に勤務させようとするときは、その者に係る履歴書(写)、健康診断書(写)、その他甲の定める必要書類を添えて甲に届け出なければならない。
- (4) 乙は、職員食堂に勤務する職員に対し、清潔な被服を着用させ、作業の前後に必ず手指を消毒させ、常に清潔を保持させなければならない。
- (5) 乙は、職員食堂内の清潔を保ち、器具及び材料は、常に衛生的に保管すること。
- (6) 乙は、当日の各献立を一品ずつ検査用として、2週間保存しておかなければならない。
- (7) 乙は、その他法令等に定める衛生管理に関する事項を遵守すること。

5 第10条関係

- (1) 原価見積書の提出期限は、甲が定める月までとする。
- (2) 売上月計表の提出期限は、翌月10日までとする。
- (3) 毎月の収支計算書の提出期限は、翌月10日までとする。
- (4) 毎事業年度末の損益計算書の提出期限は、翌事業年度の4月30日までとする。

6 第17条関係

- (1) 乙は、職員食堂から退出するときは、設備等及びその他の物品を整理し、電気、ガス、水道の元栓及び窓を閉鎖し、施設内の点検を行い、火気、その他の異常のないことを確認のうえ、入り口に施錠し、鍵を防災センターに預けなければならない。
- (2) 甲又は乙がこの覚書の定める事項を変更する必要があると認める場合は、その必要を認める者の申し立てにより、甲・乙が協議するものとする。
- (3) 乙は、職員食堂経営の具体的事項については、原契約及びこの覚書に定めるもののほか、その都度甲の指示するところによるものとする。

上記約定を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙双方が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 埼玉県所沢市並木4丁目1番地
厚生労働省共済組合
国立障害者リハビリテーションセンター
支部長 岩谷 力

乙